

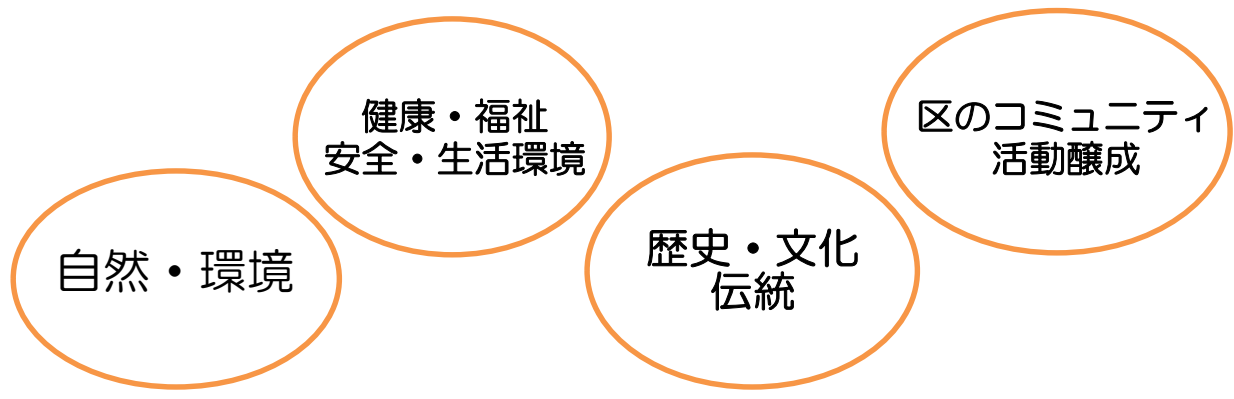


中央区をよりよくする活動を支援します！

令和8年度 中央区活性化等推進事業補助金

補助対象団体	中央区コミュニティ協議会加入団体・その他区長が必要と認めた団体
補助金額	上限10万円(1事業)
補助率	補助対象経費の1/2の範囲内
補助期間	1年度につき1回限り、通算して3年を限度
申込み方法	申請書及び必要添付書類を中央区役所コミュニティ課へ提出
補助対象事業	

- (1) 区の自然・環境を生かした魅力あるまちづくりを推進する事業
- (2) 健康・福祉・安全・生活環境等を生かした魅力あるまちづくりに効果的な事業
- (3) 区の歴史・文化・伝統を生かした魅力あるまちづくりを推進する事業
- (4) 区のコミュニティ活動の醸成を図り、活性化につながる事業
- (5) その他区長が特に必要と認める事業



- ※ 令和9年2月28日(日)までに終了する事業。
- ※ 申請から決定まで約1か月かかります。
事業日の2か月前までに申請書を提出してください。
- ※ 当該補助金の予算額を超えた時点で受付終了となります。
- ※ 事業実施の際には、参加者にアンケートをお取りください。

ぜひご利用ください



(申込み・問合せ)

さいたま市中央区役所コミュニティ課

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10

TEL 840-6020 FAX 840-6161